

「8市の現状及び8市間における広域連携の課題に関する基礎調査委託」 受託候補者特定に係る実施要領

(趣旨)

第1条 「8市の現状及び8市間における広域連携の課題に関する基礎調査委託」の受託候補者をプロポーザル方式により特定する場合の手続き等については、横浜市委託に関するプロポーザル方式実施取扱要綱（以下「実施要綱」という。）に定めがあるもののほか、この実施要領に定めるものとする。

(実施の公表)

第2条 実施の公表にあたっては、実施要領、募集要項、提案書作成要領、提案書評価基準及び業務説明資料により、次の各号に掲げる事項について明示するものとする。

- (1) 当該事業の概要・目的等
- (2) プロポーザルの手続き
- (3) プロポーザルの作成書式及び記載上の留意事項
- (4) 評価委員会及び評価に関する事項
- (5) その他必要と認める事項

(提案書の内容)

第3条 提案書は、次の各号に掲げる事項について作成するものとし、様式などは、別に定める。

- (1) 業務実績
- (2) 当該業務に関する具体的な提案
- (3) その他当該業務に必要な事項

(評価)

第4条 プロポーザルを特定するための評価事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 業務実施体制が整っているか
 - (2) 予定技術者に同等・類似業務の実績があるか
 - (3) 委託の趣旨・目的の十分な理解に基づいた具体的かつ実現性のある提案であるか
 - (4) 提案された基礎的データの項目は適切か
 - (5) 2040年頃の行政サービスの維持・向上に影響を及ぼすと考えられる外部環境変化が具体的に明示されているか
 - (6) 8市の将来見通しを分析するにあたり、有効な手法（方法・手段・規模）が提案されているか
 - (7) 提案内容は理路整然とまとめられており、視覚的にもわかりやすく表現されているか
 - (8) ワーク・ライフ・バランスに関する取組み及び障害者雇用に関する取組を進めているか
- 2 プロポーザルの評価にあたっては、提案者にヒアリングを行わないものとする。
- 3 提案書の内容を基に、当該業務に最も適した者を特定する。
- 4 特定、非特定に関わらず、各々の提案者の評価結果については、その提案者に通知する。

(プロポーザル評価委員会の設置)

第5条 プロポーザルの評価にあたっては、8市の現状及び8市間における広域連携の課題に関する基礎調査委託プロポーザル評価委員会（以下、「評価委員会」という。）を設置し、次の各号に定める事項について、その業務を行う。

- (1) 提案書の評価
 - (2) 評価の集計及び報告
- 2 委員に委員長及び副委員長を置き、次のとおりとする。

委員長 政策局総務課長

副委員長 政策局共創推進課長

委員 総務局人事課組織定数担当課長、総務局しごと改革室行政・情報マネジメント課長、財政局財政課財政調査担当課長、財政局公共施設・事業調整課長、市民局区連絡調整課長

- 3 委員長に事故等があり、欠けたときには、副委員長がその職務を代理する。
- 4 評価委員会は、委員の7分の6以上の出席がなければ開くことができない。
- 5 委員長は、評価結果を政策局第2入札参加資格審査・指名業者選定委員会に報告するものとする。

(評価結果の審査)

第6条 選定委員会は、評価委員会から評価結果の報告があったときは、選定委員会において、次の事項について審査する。

- (1) 評価委員の採点が適正に行われたこと。
- (2) 評価委員会の審議及び採点の集計等が適正に行われたこと。
- (3) 評価結果に関し、必須事項以外に公表する事項の選定
- (4) 特定、非特定結果通知書に記載する理由
- (5) その他必要な事項

附則

この要領は、令和元年7月1日から施行する。